# 一方的な組夫導入認めず
## 本所から三川へ配転

会社は三川、四山鉱へ二〇〇名もの組夫導入を一方的に申入れてきた第二組合では既に安易な気持ちでこれを了解していたが、三池労組としては事が重大な問題であり、あくまでも会社の一方的ないい分に反対して、重大な決意をもって長期間にわたり将来の人員、生産計画をふくめて交渉をつづけた結果、会社の計画を大幅に変えさせ一応了解点に達することができた。

就労後、会社は組合には生産計画の説明など一切してこなかったのであるが、この組夫導入の問題についても、他の用件のあとで簡略に説明しただけにとどめようとした。

組合では、組夫を坑内に導入するという重大な問題だけに、さる十月十九日正式に説明をさせた。この説明の中で明らかにされた会社の提案要点は、つぎの通りである。

### 会社提案の要点

一、三川鉱の掘進が遅れているので(三五〇米排気道拡大、四五〇、五二〇米部内)三建の組夫を導入して掘進作業を促進させたい。

その数は一二〇—一三〇名、就労は十月末、一年契約(在籍で一七〇—一八〇名)

二、四山鉱にも二〇名を導入する

三、三川鉱二二個に払をつくる。予備切羽を十一月末までにつくりたい。配役は本所関係、三川からの配転者をあて、ここで一年間坑内訓練を行なう。このため建設部から九三名、電気部から二〇名、および三川鉱の安全灯を合理化して二七名を坑内に配転する。宮浦、四山鉱でも安全灯の合理化をし配転する。宮浦四三名を二三名に、四山三八名を一八名に減ずる。

四、こんどの合理化として

(1) 来年四月には三川鉱竪炭機の完成で、現在の半数(約六〇名)を配転したい。

(2) 電気部も二〇名だけでなく作業を下請にもつと出し余剰人員の配転を行なう。

(3) 坑外職場関係はちく次なくしていき外注する。

(4) 坑外使捨も請負にしたい。

(5) 寮の賄夫なども請負化する

(6) その他輸送、水道、病院なども将来は考えたい。

などであった。

これに対して組合側から組夫導入の必要は認められない点を強く主張した。

### 今後の方針を決定

会社は一五・〇〇〇トン体制確立と三池労組無視の二大支柱を中心として、坑内夫の約三分の一以上の採炭夫をつくり、掘進が遅れたからといつて組夫を入れ、坑外職場をつぎつぎと外注請負化し坑内作業へ送りこみ、第二組合には生産奨与と特休買上げのエサを与え責任追及の追い討ちをかけながら差別・切りくずしをさらに強化し二大攻撃にのりだしてきた。

われわれはこの攻撃に対し、いままでとつてきた守勢から攻勢の立場に転じなければならぬ段階にきた。組合ではすべての構えを攻勢の構えとして、つぎの方針を確立した。

(1) 所内配転で掘進計画が行なえる可能であり、再び首切りを行なう原因となる組夫の導入は絶対に認めない。そのためにはあらゆる手段を講じてもこれを阻止する。

(2) 会社の行なう不当労働行為については、直接抗議行動をするとともに、労働委員会に提訴しあわせて社会的にもアピールする。

(3) 職場、地域での個々の不満を組織化し可能なものから統一行動に入る。

(4) 会社が行なうという責任追及については、あくまでこれを認めない方針で直ちに提訴すると

(5) 意志統一をはかるため徹底した情宣活動をする。

(6) 三鉱連、炭労に直ちに連絡し了解を求めるとともに三鉱連への組織加入の促進につとめる。

(7) 第二組合では幹部と組合員の断層がますますはげしくなり、内部矛盾と不平不満が出ているこれを取り上げ話し合いや共同行動に発展するよう、第二組合員個々の分析を行ない、第二組合に対する画一的な態度を前進させ、呼びかけと同時に第二組合の行動を批判し、ここでも攻勢に出る必要がある。

### 組夫導入についての組合の方針

以上の方針が二十五日の中央執行委員会で討議され確認を得て交渉に入った。

組夫導入についての方針をさらに要約すると

(1) 一・二〇〇名の首切りを強行した会社側は、まだ五—六〇〇名にのぼる未就職者があるにもかかわらず、三川鉱に一八〇名四山鉱に二〇名もの大量の組夫導入を強行するということは、あまりに一方的で社会的にも批判されることは必然で、三池労組としてはあくまでもこれを阻止する。

(2) 人員計画について会社側は、坑外の事業縮小・減員などの合理化を考えていながら、そのような人員計画を立案もせず、組合にも示さず、掘進が遅れたとの理由だけで組夫導入の強行(十月二十日実施)をはかることについては納得できない。

総合的な人員計画を一五・〇〇〇トンの生産目標の裏付けとして出されなければならないはずである。

第二組合が会社との交渉で会社案を了解したからといつて、三池労組に強行しようとする態度には、重大な決意をもたざるを得ない。

(3) 三池労組としては、就労時の協定に従ら坑外の外注・下請化に、ただ単なる反対ということでなく、この問題に真剣に取組む立場から、一方的な会社案を阻止するためにも組合案を出して対決する。その際、重大な決意で交渉を行なうことにした。

(4) とくに、現在すでに三川、四山の坑内に組夫を四—五〇名導入している件については、組合に確たる了解も得ることなく、強行していることには問題がある。これは当然組合との協議事項であり、このような措置には究明すべきである。

また、掘進作業が遅れているというが、三川、四山鉱でも三池労組の組合員は毎方一二、三名は差別待遇として掘進以外の雑作業に従事させられている。

こういうことがなかつたら掘進坑道の遅れなどということは、起らなかつたという点も注意すべきである。さらに、当面は三川と四山鉱で二〇〇名の組夫導入といつているが、これは必ず、一方的に将来増員されるおそれもある。われわれは第二組合のように、その場限りの問題として組夫導入を安易な態度で受け入れることはできない。

(5) また三川鉱二十一個に予備切羽を新設して、坑外からの配転者を技術訓練を行なう場として考えている会社案は、実際には予備切羽でなく切羽の増設である訓練に借りして出炭をはかるということである。

われわれは出炭増について反対するという立場でなく、このようなゴマ化しの出炭増にはあくまで本格的な、総合的な人員・生産計画の関連で組合との協議を経て行なうべきだと考える。すなはち、一方的な予備切羽の新設に反対である。

(6) 本件は会社の一方的な不当な態度として三鉱連・炭労をふくめて上部組織に連絡し、三池労組としての態度、方針を理解してもらう必要があるから、直ちに代表者を上京させる。

以上のような六項目にわたる骨子を確認したのである。

### 上部組織も組合の方針を支持

組合では直ちに久保田副組合長が上京し、折衝の結果、上部組織では会社の一方的な措置に対する三池労組の方針を全面的に支持、理解を得ることとなつた。

### 交渉経過

十月二十八日の交渉で会社は三川鉱の三五〇米排気坑道コンクリートまき工事および四五〇、五二〇米坑道の掘進工事の緊急性をを述べ、このことで坑内の湿度、通気将来の出炭などが改善される点を強調した。

さらに一般的な人員計画では、坑外職場の下請化などが急には見通しがたたないので、当面の措置として組夫導入を提案したのだが、結論として

(1) 三五〇米排気坑道のコンクリート工事では、コンクリートポンプは現在三建が手持ちがいがいになく、ここだけは三建の導入を一日実働三〇名内外で実施したい。

(2) 四五〇米、五二〇米坑道については、本所建設、電気からの配転者を求めたあと、三川鉱での総合的な適材適所の上にたち実施したい。

(3) 四山鉱についての二〇名は、四山内で消化したい。

以上の措置によつて協力を求めてきた。

これに対して組合としては

(1) 三五〇米坑道工事は期間を一年とし特殊作業として配置する。

(2) 本所からの配転は強制的なものであつてはならない。

(3) 現在協議の不充分なままに導入している四、五〇名の組夫はこれを入れないことにする。

(4) 本所からの配転にあたつては三池労組からだけでなく第二組合も当然配転の対象となるべきである。

(5) こんどの組夫導入については組合と事前に協議すること。

などの方針をもつてそのこの交渉にあたつたのである。

### 中央委員会で確認

十月二十九日、荒尾公会堂で第八回中央委員会をひらき、前述した交渉経過と組合の方針について討議したが、中央委員会では満場一致でこれを確認した。

とくに執行部としては一方的な組夫導入についてあくまで重大な決意で対処すること、および本件については差別排除、組織介入反対または近く予想される責任追及などの問題もあり、人員・生産計画上の問題として対処することを確認した。

### 交渉での問題点

十月三十日の交渉ではつぎの点が問題になつた。

(1) 本所からの配転募集は、会社は五十才以下の者を適格者として考えていたが、組合としては指名的な配転ではないので個々について希望者を募り協議すべきだ、と主張した。

(2) 三五〇米坑道工事は期間を一年とすべきだとの組合主張に対し、会社は一年を目安とすると主張。

(3) 本所では建設、電気以外の一般からも募集することになつた

(4) 本所からの配転者は、全員坑内というだけでなく、個々の事情については話し合うということについて論議が激しく交されたが、三川鉱の坑外にも入ることを会社は制限付きで認めた。

(5) 会社は現在入坑させている組夫四、五〇名についての組合の要求には難色を示したが、一応六月月間に廃止することを了解した。

(6) 配転料その他については、従来の条件で行なうことにした。

(7) 今回の措置によつて労働条件は低下させないことを確認しあつた。

### 具体的には支部交渉

(8) 配転人員対象としては、建設から八三名(三池労組のみ)、電気から二〇名。ただし電気の場合は第二組合を含む、および一般本所からも募集することが一応了解され、八日を目途に実施することとなつた。

以上のように第二組合が先に安易な立場で了解した組夫導入は、三池労組としての強硬な決意で将来の人員、生産計画にからめて長期間交渉をもつた結果、一応全面的な了解点に達したのである。こんどは本所、三川、四山での具体的な交渉の中で、本部交渉で了解された形でスムースに行なわれるかどうかという点にかかつている。

われわれはあくまで会社の一方的な措置については全員であたる決意をもつている。これは本所、三川、四山だけの問題ではなくて、いうまでもなくこんどの三池労組として重大な問題だからである。

浅沼書記長をとむらうたいまつデモ

# あれから一年
## 二八三日ぶり入構
### 組合、スト解除指令出す
(40)

三池の中央交渉は炭労大会開催中も交渉をつづけてきたが、さらに強力な交渉をすすめるため二十日戦術委員が全員東京でそろい討議をし、二十五日を目途に中央交渉を推進することになつた。

炭労では二十五日夜金山に対して〝三池条件獲得・三山分離反対・政策転換・失業反対・各社合理化反対〟の指標で二十八日に二十四時間スト、十一月一日二十四時間スト突入の指令を発した。三池の交渉は基本的問題についていまだに労資対立のままであり、この炭労の統一闘争を背景にして打開をはかることになつた。

十一月一日、スト解除。就労総決起大会が午後三時からホッパー前広場でひらかれた。集まった組合員、主婦は感慨深くホッパーでのさいごの大会を迎え、こんどの闘いにさらに意志統一をはかつたのである。

こうしてこの日、ストライキ解除の指令が出されたが、思えば一月二十五日いらい二八三日という長い期間であつた。

闘いの終結は新らしい闘いの出発点であり、各地から友情と共闘の激電が殺到した。

十一月二日、各支部ではいつせいに就労のための警到が行なわれ、二八三日を闘いぬいた仲間が胸を張り、拍手をあびて堂々と入構した。

× ×

学習活動の第一次として十日からホッパー大学が開設された。二泊三日の日程で三十名の組合員が入学した。また、この日は法廷闘争であくまでたたかうという一六八名の申請が福岡地裁へ手続きを終わり、法廷闘争がいよいよ開始されることとなつた。

炭労では北炭の企業整備攻撃に対して北炭労連の統一闘争を前向きの構えにし、三池の条件完全獲得政策変更の闘いを組織するため十二日から札幌で炭労大会をひらいた。三池でも同日、炭労大会を成功させ、条件を獲得するための総決起大会をひらいた。

同じこの日、東京では社会党の浅沼委員長が右翼の暴漢から刺殺されるという事件が突発し、全国の労働者を悲しみと怒りの中にたたきこみ、連日中央・地方で抗議行動が繰返されたのである。

炭労大会は十九日に開会したが、執行部提案通り産業別統一闘争で闘うこととなり、二十五日以降の実力行使をふくむ統一行動を決定に中央交渉を推進することになつた。

だが、交渉は対立のまま会社は中労委へ持ちこみ、再あつせんを申請し、二十八日にそのあつせん案が提示された。組合は再あつせんの大綱を了解、最終的に条件獲得中央交渉は、山元で交渉する細部事項をのこして二十九日、労資双方が了解点にたつした。

このため上京中の執行部は三十日朝帰山し、午後五時から中央執行委員会、ひきつづき三十一日中央委員会をひらき、中央交渉経過と協定を確認したが、一二〇名の指名解雇はあくまで認めないとの意志統一を確認しながら、今からの困難な新らしい道をきりひらく決意を固め合つた。

十一月一日、スト解除。就労総決起大会が午後三時からホッパー前広場でひらかれた。集まった組合員、主婦は感慨深くホッパーでのさいごの大会を迎え、こんどの闘いにさらに意志統一をはかつたのである。

こうしてこの日、ストライキ解除の指令が出されたが、思えば一月二十五日いらい二八三日という長い期間であつた。

闘いの終結は新らしい闘いの出発点であり、各地から友情と共闘の激電が殺到した。

十一月二日、各支部ではいつせいに就労のための警到が行なわれ、二八三日を闘いぬいた仲間が胸を張り、拍手をあびて堂々と入構した。

× ×

# 学力テスト阻止
## 福岡
### いつせい調査の意図砕く

全国いつせい学力テストは十月二十六・七の両日、教師や父兄の反対をおし切つて行なわれたが、八割が実施しただけでテストの意図は失なわれた。

この日、日教組は支援の労組員や父兄とともに中学校ごとに集会を行ない中止を要求したため、岩手福岡、高知などの県では大半がとり止めたほか、全校調査の成功した府県はなかつた。

また実施した学校でも、京都などのように生徒が「一回の調査で将来が決定されてはかなわない」と生徒大会をひらいて抗議し、全課目ができなかつたところもある。

このほか多くが白紙で提出したり氏名をかき入れなかつたりしており、日教組森田教宣部長は「文部省は九割実施で成功というがいつせい調査だから少しでも欠げれば意味がなくなる」と強調している日教組はこんど採点拒否、結果報告拒否、指導要録への記入拒否などを行なうとともに、弾圧にそなえて弁護団派遣などの準備を完了した。

一方、九州炭労では学力テスト阻止のために各支部にたいし教組との地域共闘をつよめるよう指示していたが、各支部はこの方針にもとづいて二十六日のテスト実施日には動員を実施した。

教組は連日徹夜交渉をつづけてきたが、二十五日福教組の場合では「テスト補助員は現場教職員いがいではやらない。しかしテスト補助員の命を校長からうけても必ずやらなければならんということではない」という趣旨の協議が決定した。このため福岡県の場合三〇四中学校のうち二四九校がテストを中止した。五五校が実施(これには部分実施をふくむ)。

福教組はこの成功について各組合の協力を感謝し、反動教育にたいする労働者階級の統一行動の成功がこの結果を生んだものと評価している。